

令和2年度 第3回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和2年11月17日～令和3年1月25日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年9月30日 (近畿中部防衛局は、令和2年7月1日～令和2年9月30日)
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の海上自衛隊 15件 近畿中部防衛局 37件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	10件	(審議概要)	
建設工事	一般競争	0件	入札等の状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	7件	
	公募型指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等	3件		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答	
	<p>【抽出案件】 【阪神基地隊】 ○一般競争 【「阪神基地隊本部」トイレ等補修】</p> <p>予定価格作成途中において下見積業者のA見積に対し数パーセント割引という計算があるがそれはどういう理由か。</p> <p>すなわち、下見積業者AとBを比較しAが安価であったことから、こちらを基準に数パーセント割引をしたということか。</p> <p>予定価格作成のための参考見積での最低価格提出者が同額で落札したため落札率100%となっている。</p>	<p>A、B両者の見積を比較したところAの方が各項目の内容が具体的に記載されており、より精緻な予定価格の算定に資すると考え、Aの参考見積を適用した。</p> <p>例を挙げるならば「配線撤去」について、Bの「配線撤去1式」に対し、Aは「電線X Om」「電線Y Om」と、どの電線をどのくらい撤去するかを記載している。</p> <p>なお、数パーセント割引は積算過程のなかで見積金額を適用する際に査定する数値である。</p> <p>他契約についても参考見積額同額で入札している案件はあるが、全体で考えると参考見積額とは異なる額で入札されている案件が多</p>	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>参考見積での積算価格と入札で競争に臨む価格とは異なるのが一般的ではないかと思うが、参考見積と同額での入札というのはよくあるのか。</p> <p>建築改修工事特記仕様書の中で公共建築工事標準仕様書等について平成28年度版が適用されている。</p> <p>入札公告時点で平成31年度版が策定されているが、標準仕様書の改正等による猶予期間などがあるのか。</p> <p>予定価格と落札価格が一致している事案であるが、資料中の官積算価格は、予定価格より高額である。</p> <p>この予定価格は実績業者の見積を査定し導かれた計算価格に基づくものようだが、実績業者として落札者を選んだ理由は何か。</p> <p>【舞鶴地方総監部】 ○一般競争 [庁舎電気設備改修]</p> <p>入札不調時に応札し、その後入札しなかった2者にはその理由について聞き取り調査はしたのか。</p> <p>入札不調時の予定価格及びその算定方法を説明願う。</p> <p>また、予定価格は応札価格より安価だったのか。</p> <p>入札不調後における見積の再提出は、貴隊において検証されているものの、予定価格の引き上げのためのものなのか。</p> <p>当該工事の発注時期を、繁忙期(12月～3月)以外へ設定することはできなかったのか。</p> <p>当初の予定価格算出時と、その後の予定価格算出時では、依頼し</p>	<p>い。</p> <p>仕様書作成時において確認が不十分だったことから平成28年度版を適用していたが、現在は平成31年度版に基づき運用している。</p> <p>計算価格は契約実績の有無に関わらず見積額が最安価な業者の見積額を査定している。</p> <p>資料では表記を「実績業者」と明記しているため委員の誤解を招いたと推察する。</p> <p>したがって落札者の決定については通常通り、入札を実施した結果で決定するので「実績業者として落札者を選んだ」ということではない。</p> <p>聞き取り調査を実施している。</p> <p>質問の2者の不参加理由は、入札不調時の1番札の価格から落札できる見込みがないと判断したとの回答を得ている。</p> <p>算定は標準資料と歩掛を用いたものを基本に、該当がない項目は見積査定を行った。</p> <p>また、当初の予定価格は応札価格より安価であった。</p> <p>本件は不調の後、再度一般公告を行った経緯があり、参加者に対して見積提出を求めた結果、当該金額による見積が再度提出されたものである。</p> <p>このため、本予定価格は再見積の際に一度見直しを行っており、その相違は資料中の「査定方針の見直し」とおりである。</p> <p>事務所の配置換えによる工程があり、逆算して作業可能時期を割出した結果、この時期の調達要求となった。</p> <p>当初入札時と再入札時では仕様内容に変化はない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>た設備改修の内容は同じと考えてよいのか。</p> <p>当初の予定価格では、人件費の上昇を考慮していなかったため、人件費の上昇を考慮すると、見積の再提出金額を基に算定せざるを得なかったのか。</p> <p>【舞鶴地方総監部】 ○一般競争 [食厨給水管修繕（総監部）]</p> <p>応札業者の、A及びCに対し、Bの応札額が倍以上違っているがなぜなのか。</p> <p>見積価格の「Aは最安価見積業者、Bは査定対象」とあるが、この違いは何か。</p> <p>予定価格の計算において、査定対象からAが外されている理由として、「下見積額に対する信頼性ではなく、下見積金額からの落比（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第83条に規定されている「契約価格比」）に対する信頼性が不明確」となっている理由を説明願う。</p> <p>AとCの入札金額が、予定価格より安価であるが、官査定価格が高価であったのか。</p> <p>落札率が相当低いが、工事に支障はないのか。</p> <p>また、落札決定に際して、工事に適合した履行可能性との関係で、見積の信頼性を、どのように評価したのか。</p>	<p>なお、再入札における予定価格算定については貴意のとおり。</p> <p>再入札に際し再度の見積提出依頼及び金額上昇の理由を確認したところ、応札者から人件費の上昇に関する回答を受け、その内容について官側でも検証を行い、妥当と判断し、予定価格の再算定を行った。</p> <p>応札額が倍以上である業者に対し、聞き取り調査等は実施していないが、入札書の内訳書を見る限りは、仕様内容と相違はなく、個々の見積単価が他者の倍近いものであった。</p> <p>「最安価見積業者」は文字どおり最安価の見積を指す。</p> <p>対して「査定対象」については、査定の過程において標準資料や歩掛に該当する項目がなく、見積査定を行う際の参照とする見積のことである。</p> <p>通常であれば最安価見積を査定対象として採用するところであるが、Aは契約落比率が一定しないため、見積査定を行う際に金額を採用すると予定価格の精確性を欠く可能性があるため、査定対象から除外した。</p> <p>本件の予定価格は主に標準資料と歩掛を用いて算定しているため、特段、高価であったとは考えていない。</p> <p>入札参加の際に入札参加資格確認通知書を提出させ、適正な施工の確保について審査している。</p> <p>さらに、入札前には入札額の内訳書により、仕様書に示す必要な項目、費用の計上等を確認し、問題ないとの判断から落札決定している。</p> <p>また、落札者は、当総監部発注工事に多数の契約実績があり、その施工内容からも問題はない。</p> <p>以上のことから、工事の適合した履行可能性を「可能」と評価した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【阪神基地隊】 ○一般競争 [「由良基地分遣隊」高圧受電設備補修]</p> <p>なぜ本件では、工事内容が異なるという理由で落比を用いた計算価格を採用しなかったのか。</p> <p>落比査定を行うかどうかの考え方はどのようなになっているのか。</p> <p>【近畿中部防衛局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [小松（2）遮へい壁新設建築工事]</p> <p>1者応札となっているが、競争入札資格を満たす業者が限られていたことが理由か。 他に考えられる理由はあるのか。</p> <p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [岐阜（2）病院管理棟改修等電気その他工事]</p> <p>1者しか応募・応札しなかった理由は何か。 特殊な工事なのか。</p>	<p>算定の段階において契約実績と比較したところ変圧器の交換の有無が異なっていることから「工事内容が異なる」と判断した。 しかしながら、関係部署に確認したところ「変圧器の交換の有無が違うだけで、全体の工事はほぼ同じ」との見解を得ている。 算定の段階で関係部署への確認が不十分であったことから、今後十分な確認をしたうえで算定するよう是正する。</p> <p>落比査定の方針については、落比査定による計算価格の算出は実施しているが、査定案件の仕様内容と実績案件の仕様内容が類似していない場合（例：委託業務と処分役務）は計算価格を適用するか否かはその都度判断している。</p> <p>2者が応募したが、辞退者からは、「技術者の配置ができなかったため辞退した。」と聞いている。 入札参加資格は、建築一式工事C及びBランクとし、参加要件も一般的なものとしているが、小規模な壁の工事であったため、魅力に乏しく、応札者が少なかったかと思われる。</p> <p>本工事は、既設建物の改修工事であり、電灯設備、動力設備、自動火災報知設備及び受変電設備などの一般的な電気設備を改修するもので、特殊な工事ではない。 入札説明書等ダウンロードシステムにて設計図や数量書などの資料をダウンロードした業者に参加に至らなかった理由をヒアリングしたところ、1者は技術者が不足しており参加を見送ったとのことであり、もう1者は、同時期に入札参加していた他省庁の事案を落</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [小松（2）消音装置改修工事]</p> <p>1者しか応募・応札しなかった理由は何か。 特殊な工事なのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等 一般競争（政府調達協定対象外） [奈良外（2）宿舎改修等建築設計]</p> <p>履行確実性度の値の意味は何か。 0.25という評価でも履行に問題ないのか。</p> <p>入札参加者8者中6者が調査基準価格以下で入札し、うち4者は辞退している。 この4者はそもそも低入札価格</p>	<p>札したため、技術者を配置できなくなったとのことであり、結果、1者の応札となったもの。</p> <p>競争参加資格は、電気工事Aランクで、一般的な建物の電気設備工事の施工実績を求めており、特に厳しい入札参加要件ではなかったが、Aランクとしては小規模な工事であったため、魅力に乏しく応札者が少なかったかと思われる。</p> <p>当該施設は、建物内で航空機のジェットエンジンの運転試験を行うことができ、運転試験の際の周辺への騒音を軽減する性能も有するジェットエンジンの特殊なテスト施設である。</p> <p>この建物や建物内の消音装置は、要求性能に基づき、設計から施工まで一括してメーカーのノウハウにより建設されたものであるが、本工事は、老朽した消音装置の改修を要求性能に基づく設計施工一括発注方式により発注したものである。</p> <p>建設したメーカーの子会社1者の応募となったが、建設したメーカーは、技術者が他の契約工事に従事していたため配置ができず、応募しなかったと聞いており、他のメーカーは、工事内容が小規模のため応募しなかった模様である。</p> <p>予定価格が1,000万円を超える業務の入札では、調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回る価格で入札した者に、履行確実性の確認のための追加資料の提出を求め、ヒアリングを行う。</p> <p>履行確実性が評価D0.25となっても、入札が失格となるものではなく、仮に契約となった場合でも、業務計画書などで履行の確実性を確認しつつ、適切に監督及び検査を行い、業務の品質を確保している。</p> <p>履行確実性の確認のための追加資料の提出をしても、必ずしも評価がA1.0とはならず、落札に繋がらないこともあるため、調査基準</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>調査には該当しないとの判断で入札しているのではないのかと考え、予定価格が実勢価格に比して高すぎるのではないのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等一般競争（政府調達協定対象外） [明野外（2）訓練施設増設等土木設計]</p> <p>高落札率となっているが、予定価格の算定に用いられた数量・単価は、どのような資料に基づき設定されたのか。 また、応札業者は、予定価格をあらかじめ想定できるのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等一般競争（政府調達協定対象外） [八尾（2）宿舎改修等建築設計]</p> <p>落札業者の技術評価点が、他社と比較してそれほど高評価点ではなく、また、低落札率であるが、設計の品質上、業務内容に合致したものであったのか。</p> <p>入札参加7者中5者は予定価格を超過しているが、一方、2者は相当低価格で入札しており、入札金額の開きが大きい、どのような理由が考えられるか。 また、落札率が相当低い業務の実施に支障はないか。</p>	<p>価格を下回る入札となった場合、辞退する者が見受けられる。 設計業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」を基にしており、業務に応じた適正な積算を行っていると考えている。</p> <p>「数量」・「単価」は、「土木工事に係る設計業務委託積算要領」及び「令和2年度設計業務委託等技術者単価について」に基づき算定している。 また、当省の業務の積算基準などは、防衛省のホームページで公表しており、これらから、応札者は、当局と同様な積算が可能である。</p> <p>本業務は、1,000万円未満の業務のため、低入札や履行確実性の調査の対象ではないが、入札に際しては、応募者の当該業務に応じた企業及び配置予定技術者の実績などを確認し、入札参加者を決定している。 本業務は、一般的な宿舎の改修設計の業務であるが、低い落札率の業務においても、業務計画書などで履行の確実性を確認しつつ、適切に業務の監督及び検査を行い、業務の品質を確保している。</p> <p>建築設計業務は、「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づきで積算しているが、本業務には、そのほかに建築の行政手続きのための資料作成業務があり、この業務の積算は見積を基にしている。 入札の際に提出された応札者の積算内訳書を見ると、設計業務の価格は、当局積算と大きく違うところはないが、行政手続きの資料作成業務の積算の考え方により、参加者の応札の価格に差が出たのではないかと思われる。 本業務は、一般的な宿舎の改修設計の業務であるが、低い落札率の業務においても、業務計画書などで履行の確実性を確認しつつ、適切に業務の監督及び検査を行い、業務の品質を確保している。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義案件		0件	(審議概要) なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について			
審議概要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布		
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
該当事案なし			

令和2年度 第3回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和2年11月17日～令和3年1月25日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の海上自衛隊 3,440件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	(審議概要) 入札の状況について
一般競争	4件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【抽出案件】 【舞鶴地方総監部】 ○一般競争 [小出庫物品の管理及び出入庫作業の委託]</p> <p>予定価格を算出する際に、業者見積もりをとったのは、落札者だけなのか。</p> <p>契約概要を見ると特殊性のある業務に思えないが、なぜ1者のみの応札なのか。 また、最近の落札業者はどのように推移しているのか。これまでも、この落札業者が受託していたのか。</p> <p>なぜ予定価格と入札金額が僅か1,000円の差の上、入札金額が予定価格を下回っているのか。</p> <p>落札者の下見積り段階での額から落札額は、大きく減額され、予</p>	<p>入札参加者が落札者のみであったため、当該業者のみからの見積徴収となった。</p> <p>役務内容に特殊性はない。 また、他の委託契約の参加業者からの聞き取りでは、「京阪神地区から公共交通機関を含めた通勤に片道2時間以上かかるため、舞鶴近傍の地域から役務従事者を確保することが困難である。」との回答を得ている。 さらに、最近の落札業者の推移は平成28年から継続して本件落札業者である。</p> <p>同内容の実績がある案件については市況変動を反映するように努めており、その際に用いる最低賃金上昇率は信頼性のある数値と考えている。</p> <p>労務費又は管理費が減額されたものと推定する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>定価格とほぼ一致した額となっているが、どの費目が減額されたのか。</p> <p>また、業務の適合した履行可能性については、どのように評価したのか。</p> <p>【舞鶴地方総監部】 ○一般競争 [CABLE] 購入品目は、それぞれ製品に特殊性があり、生産しているメーカーなどは限られているのか。</p> <p>契約概要を見ると特殊性のある業務には思えない（ケーブル300m調達）が、なぜ1者のみの応札なのか。その理由は何が考えられるのか。</p> <p>なぜ予定価格と入札金額が僅か300円の差なのか。</p> <p>また、入札金額が予定価格を下回っていることや、もしも、予定価格資料の調整額（端数処理）が300円だったならば、同額になるが、どう考えるのか。</p> <p>H社製の方では、予定価格調査において、単価の変動を考慮しており、銅やアルミの素材市場価格等によって変動することは理解できるが、一方のG社製ではそのような変動は考慮されていない。</p> <p>Military Cableということで、特殊なようだが、参照した他監の契約実績は、同時期（近い時期）のものなのか。</p> <p>【阪神基地隊】 ○一般競争 [定期健康診断] 定期健康診断の項目を見る限り一般的な検査項目であるようだが、他の業者はなぜ参加しないのか。</p> <p>また、過去の落札業者は、同じか、それとも異なっているのか。</p> <p>予定価格は、落比を用いて算定、結果的に前回実績を採用であるが、落比を用いた計算を推定され</p>	<p>業務の適合した履行可能性については、平成28年以降、落札者が引き続き落札しているが、過去の履行に問題がなかったため、履行可能と判断した。</p> <p>購入品目は艦船用のケーブルなので一般的な陸上設備に使用するものとは異なる。</p> <p>ただし、防衛省規格で示す規格に適合するものであれば他のメーカーの製品でも問題ない。</p> <p>対応可能な会社は1者しか確認できていないが、規格に適合するものであれば他メーカーの製品でも問題はない。</p> <p>応札しない業者は製造ラインの確保やコスト面などを含めた経営方針により応札の可否を判断しているものと推定する。</p> <p>同業者による同規格の品目の調達実績があるものについては、落比を用いてより精確な予定価格算定に努めているため、近似値になったものと推察する。</p> <p>H社製については、同業者による同規格の品目の調達実績があったため、実績時に提出された見積を基に価格の変動を反映したが、一方のG社製は同規格の品目の実績がなく、変動の反映が行えなかったものである。</p> <p>また、参照した他監実績というのは、当該業者による別内容の契約実績であり、同一年度のものである。</p> <p>会社の経営判断（機器の準備費、人権費等の諸費用に対する会社利益）によるものではないかと考える。</p> <p>また、過去2～3年も同業者の落札である。</p> <p>実績価格を用いることは業者側もある程度見込んでいるとは考えるが、仕様内容・業者見積金額等</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>たとえるのか。</p> <p>コロナ禍での健康診断ということで、各機関、団体とも、健康診断時の3密を避けるため、実施日の複数日設定、診断機器のこまめな入替え・消毒などを行っており、例年とは業務の内容（仕様）が異なることが想定される。</p> <p>今回の契約金額は、例年より高額になっていることはないのか。</p> <p>一方、同程度の価格であった場合は、そのような状況の変化を考慮する必要はないのか。</p> <p>また、今後は、仕様書にそのような事項を盛り込む必要はないのか。</p> <p>【舞鶴地方総監部】 ○一般競争 [布マスク（白色）外1件]</p> <p>品質上、規格に合致したものなのか。</p> <p>また、契約日が令和2年7月31日、第1回納期が令和2年10月19日であり、マスク不足問題は収まり、生産にも余裕があったために、安価（落札率32.5%）になったのか。</p> <p>低落札率の原因について、予定価格調査時はコロナ禍の最盛期で高額になったことが影響しているのか。</p> <p>それに対して、入札時期では、資材等の供給が進み、3者で大きく入札金額に差が現れたと考えられるのか。</p>	<p>の変動要素がないことから実績価格を予定価格とした。</p> <p>契約金額（単価契約）は前回と同額である。</p> <p>参考見積書の金額について業者へ確認をしたところ、コロナによる金額の変動はないことから、過去実績と同様に積算を実施した。</p> <p>今後の仕様書は、関係各所・上位部隊への確認・調整を行い、昨今のコロナ情勢を踏まえた仕様書を検討する。</p> <p>マスクの品質は規格に合致している。</p> <p>また、市場の需要が急激に高まり、一時値段が高騰したが、入札日は供給が追い付き、生産に余裕が出始めた時期であるため、安価で落札できたと推察する。</p> <p>予定価格については業者見積を参考に算定しており、コロナ禍や供給状況との関係は不明であるが、業者の仕入れ状況により金額差が現れることは考えられる。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	